

## 長崎市告示第583号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和8年9月16日

長崎市長     鈴木 史 朗

### 1 検査区域

長崎市行政区域の区分（昭和40年長崎市告示第44号）に定める区域

### 2 対象計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号で定める特定計量器のうち、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省省令第70号）第39条各号に該当するもの。

### 3 実施期日

令和8年11月4日から同月13日まで。ただし、日曜日、月曜日及び土曜日を除く。

### 4 実施場所

計量器の所在の場所